野外ステージ使用規約

工大祭実行委員会

第一条(規約の適用)

野外ステージ使用規約(以下「本規約」)は工大祭実行委員会(以下「当委員会」)が募集する野外ステージ企画(以下「本企画」)において野外ステージを使用する団体(以下「参加団体」)全てに対し適用されます。

第二条(本規約の範囲・変更)

１．当委員会が本規約の他に別途配布する資料及びその告知も本規約に準ずるものとします。
２．本規約の定めと資料等の定めが異なる場合は、当委員会の判断により優先される定めが適用されるものとします。
３．本規約は当委員会の判断により変更する場合があります。この場合、参加団体は変更後の規約に従うものとします。
４．本規約に変更があった場合は、第七条にて定める第一責任者に連絡します。
５．変更後の規約は、当委員会が別途定める時点より効力を発するものとします。

第三条(参加申込金)

１．参加団体が野外ステージを使用する場合、以下に定める参加申込金を支払う必要があります。

参加金：　20,000 円
保証金：　5,000 円

２．保証金は工大祭 2023 の終了後に返却しますが、以下の場合は返却しません。

(1) 『工大祭 2023 参加団体規約』、ならびに『工大祭 2023 野外ステージ企画募集要項』および本規約に違反した場合（この場合、保証金だけではなく参加金も返却しません。）
(2) 申請した企画と異なる企画を実施していると当委員会が判断した場合
(3) キャンセルの事前連絡なしに申請した企画を行わなかった場合
(4) 野外ステージ上の備品を紛失あるいは破損した場合
(5) 東京工業大学が禁止する行為・公序良俗に反する行為を行った場合
(6) 開始時間に遅刻した場合
(7) 当委員会が定める保証金返却期間(2023 年 12/6(水)～12/22(金)内に保証金を受け取りに来なかった場合

(8) その他、当委員会が保証金を返却しないと判断した場合

第四条(参加の辞退)

1. 参加団体認定後の辞退は原則として認めません。万が一参加を辞退する場合には当委員会が定めた参加申請取り下げ期間（参加団体認定前）にメール(宛先 : sanka@koudaisai.jp)でご連絡ください。
2. 参加団体認定後に、明らかに参加が不可能であると当委員会が判断した場合は参加辞退を認めますが、参加申込金は一切返却いたしません。また、辞退の取りやめはできません。

第五条(参加の取り消し)

１．以下に該当する場合、当委員会の判断で参加を取り消す場合があります。この場合、第三条で定めた参加申込金は一切返却しません。

(1) 『工大祭 2023 参加団体規約』、ならびに『工大祭 2023 野外ステージ企画募集要項』および本規約に違反した場合

(2) 参加申込金・必要書類の期日を守らない場合

(3) 工大祭当日、参加団体が 15 分以上遅刻した場合

(4) 『工大祭 2023 参加団体規約』、ならびに本募集要項および『工大祭 2023 野外ステージ使用規約』に違反した場合

(5) そのほか、当委員会が参加を取り消すと判断した場合

２．当委員会が参加の取り消しを行った場合、いかなる理由によっても工大祭 2023 に参加することはできません。

第六条(補欠合格)

当委員会が設ける参加申請取り下げ期間に参加を辞退する団体があった場合、その枠については参加資格が付与されなかった団体を繰り上げて補欠合格とする場合がございます。この場合、すでに参加が決定している他の参加団体と同様に手続きをしてもらいます。

第七条(第一責任者・第二責任者・第三責任者)

1. 第一責任者・第二責任者・第三責任者は以下のすべてを満たす者であることが必要です
   (1) 東京工業大学の学生または教職員である者
   (2) 参加団体のすべての活動に責任を負える者
   (3) 当委員会に属さない者

(4) 参加申請をしている他団体の責任者でない者
(5) 参加申請をしている他参加区分の責任者でない者
(6) 当委員会からの通知を当委員会に代わって参加団体の参加者全員に通知出来る者
(7) 各種提出書類を当委員会が別途定める期間に提出できる者
(8) 変更点などを随時当委員会に連絡できる者
(9) 長期休暇期間を含め恒常的に当委員会と連絡を取れる者。なお、連絡先の変更を行った場合の当委員会への伝達やメールのドメイン設定などをよどみなく行うこと
(10) その他当委員会の指示に従う者

2. 第一責任者・第二責任者・第三責任者は当委員会が認めた場合を除き、第一責任者・第二責任者・第三責任者の任を辞することはできません。
(1) 第一責任者が当委員会の認める理由で任を辞した場合、第二責任者は第一責任者に、第三責任者は第二責任者に、それぞれ繰り上がり、新たに第三責任者を選出していただきます。
(2) 第二責任者が当委員会の認める理由で任を辞した場合、第三責任者は第二責任者に繰り上がり、新たに第三責任者を選出していただきます。
(3) 第三責任者が当委員会の認める理由で任を辞した場合、新たに第三責任者を選出していただきます。

第八条(ステージ上の注意事項)

1. 当委員会により定められた野外ステージ使用時間を延長することはできません。使用時間を超えた場合は、当委員会が強制的に終了させる場合があります。
2. ステージの開始時間に遅刻した場合でも、終了時間を延長することはできません。また、15 分以上の遅刻は参加を取り消す場合があります。
3. 参加団体は野外ステージ上において、大量の水の使用、火の使用等、明らかに危険と思われる行為を一切禁止とします。また、当委員会の許可なしにステージから降りる、観客をステージ上に上げるといった行為も禁止します。
4. ステージ上において、参加団体がステージ・音響機材・照明等を破損した場合は別途実費を支払うものとします。
5. 当委員会に提出した書類等の内容と明らか違いが生じる行為を禁止します。
6. その他、法律に反する行為・公序良俗に反する行為・東京工業大学が禁止する行為・当委員会が不適切と判断する行為は行わないこと。

第九条(その他)

１．雨天時には開催場所を体育館や講堂に変更、場合によっては中止となる場合がございます。
２．工大祭期間中に運搬等で車を使用する場合および構内に車両を入構および退構させる場合は、は事前に当委員会に申請すること。
３．音響機器のセッティングや照明の要望などの変更があれば速やかに当委員会に連絡すること。
４．当日は工大祭実行委員の指示に従うこと。